

学校番号	324067	学校名	三木東
------	--------	-----	-----

兵庫県立三木東高等学校いじめ防止基本方針2024

1 本校の方針

本校は、校訓「自治・協同・敬愛」に基づく教育を推進し、知・徳・体の調和のとれたところ豊かな生徒を育成することを教育目標の大きな柱と位置づけている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめの防止に向けて、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に迅速かつ適切に解決できるように「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

令和5年度のいじめの認知件数は5件であった。人間関係のトラブル、SNS での嫌がらせ、悪口を書いた手紙、写真の拡散など多岐にわたった。参加義務の生じる SNS アプリが数多く存在し、スマホを手放さない状態が続いていると推測される。生徒同士対面コミュニケーションの活性化ができるよう取り組みたい。朝の校門での遅刻指導、服装指導や全校集会での生徒指導部長講話などをきっかけに、全教職員が協力して、日頃から生徒の少しの変化にも敏感に反応できるようにしている。

今後は、いじめの未然防止の観点から、すべての生徒に集団の一員としての自覚と自信を持たせ、自らの手で互いに認め合え、当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重できる人間関係を構築できるような教育活動の更なる充実に努めていく必要がある。具体的には、まず、すべての教職員がわかる授業づくりを進め、生徒の学習意欲と学力の向上を図っていく。また、様々な学校行事や特別活動等において生徒による自主的な運営を支援する中で、生徒同士の関わりや教職員との関わり、絆を深めていく。そうすることで、生徒自らに人と関わることの喜びや大切さに気づかせ、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。

以上の取組を通して、「いじめは、どの学校にもどのクラスにも起こり得る」という認識のもと、すべての教職員が保護者や地域の理解と協力を得ながら、好ましい人間関係や豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に日頃からきめ細かに取り組む必要がある。そのために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進していく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を的確に行うため、管理職を含む複数の教職員、キャンパスカウンセラーにより構成される「いじめ対応チーム」を中心として、日常の生徒支援体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。また、場合によっては校内組織に外部人材を活用し、取り組み状況等の学校評価による定期的な点検と改善を行う。

[別紙1] 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見できるようチェックリストを別に定める。アンケート等による定期的な情報収集にもつとめる。

[別紙2] いじめアンケート

(2) いじめの未然防止や早期発見のための年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。教職員の研修や生徒への指導、保護者や地域との連携などにも留意して、学校全体でいじめ問題に取り組めるように組織体制を整えると共に、年間の指導計画を別に定める。校内研修においては「いじめに関する職員研修」等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上をはかる。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめを受けている生徒だけでなく、いじめを行っている生徒への指導について、カウンセラーとの連携、保護者との面談をもとに迅速にいじめを解決す

る。そのための組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案に応じて校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、生徒集会、年次保護者会、個別面談(保護者)などあらゆる機会を利用して生徒や保護者・地域への情報発信、意見交換、協議の場の設定に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に検証し、必要に応じて見直しを行う。本方針の見直しにあたっては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、教職員及び学校関係者による学校評価に加えて、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者や地域からの意見も積極的に聴取するように留意する。

兵庫県立三木東高等学校 いじめに関するアンケート 2024年7月

年次 組 番 名前

1～10について、該当する項目に○をつけ、9、10については具体的に書いてください。

1 学校に来ることは楽しいですか。

- ① 楽しい ② まあまあ楽しい ③ あまり楽しくない ④ 楽しくない

2 今の年次になっていじめられたことがありますか。

- ① ある ② ない

3 2で①あると答えた人で、そのいじめは今も続いていますか。

- ① 続いている ② 続いていない

4 2で①あると答えた人で、誰からいじめられましたか。(複数回答可)

- ① 同級生 ② 上級生 ③ 部活動が同じ人 ④ 先生
⑤ 他校の生徒 ⑥ 地域の人(青年等) ⑦ その他()

5 2で①あると答えた人で、どのようないじめを受けましたか。(複数回答可)

- ① いいがかりやおどしを受けた ② からかいや冷やかしを受けた
③ 物を隠されたり汚されたりした ④ 仲間はずれにされた
⑤ 無視された ⑥ 殴られたり蹴られたりした
⑦ お金や物を取られた ⑧ 用事を言いつけられた
⑨ 嫌なLINEやDMを送られた ⑩ SNSなどのネット上に嫌な事を書き込まれた
⑪ ネット上に自分の関係する写真や動画を無断であげられた
⑫ その他()

6 2で①あると答えた人で、誰かに相談しましたか。

- ① 相談した →7へ ② 相談していない →8へ

7 6で①相談した人は、誰に相談しましたか。(複数回答可)

- ① 担任の先生 ② 養護教諭の先生 ③ 部活動の顧問の先生
④ 校長先生や教頭先生 ⑤ ①～④以外の先生 ⑥ キャンパスカウンセラー
⑦ 友だち ⑧ 先輩 ⑨ 家族(親)
⑩ 家族(兄弟姉妹) ⑪ 家族(その他) ⑫ 近所の人
⑬ その他()

8 6で②相談しなかった人は、相談しない理由は何ですか。(複数回答可)

- ① 先生に相談したらいじめが悪化するから
② 先生に相談しても気持ちをわかってもらえないから
③ 親に相談すると心配をかけるから
④ 相談する相手に弱みを見せたくないから
⑤ 相談したら、仕返しが怖いから
⑥ その他()

9 今の年次になっていじめを目撃したことがある。

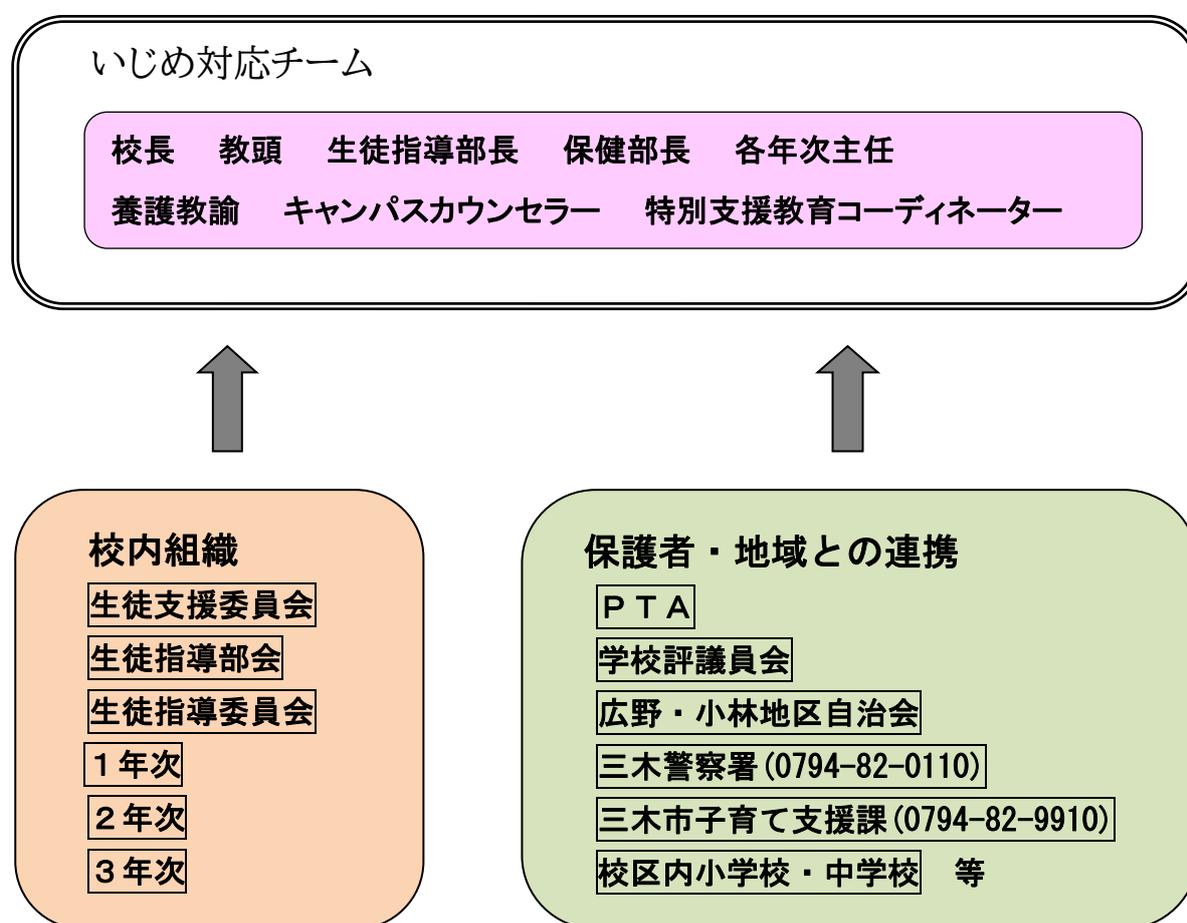
- ① ある ② ない

10 自由記述欄

校内指導体制及び関係機関

- 1 いじめ問題に取り組むにあたっては、校長のリーダーシップのもとに、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って、学校全体で組織的に取り組む。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 学級担任等が問題を抱えこまない等、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 組織が有効に機能しているかについて、定期的にアンケート等を活用した点検・評価を行い、生徒の状況や保護者・地域の実態に応じた取り組みを展開する。

<いじめ対応チームの構成員>



- ※ いじめ対応チームには、必要に応じて担任、部活動顧問、科目担当、生徒指導部員、保健部員等を加える。
- ※ いじめ対応チームの小会議は、原則として月に1回開催する。※小会議は校内教職員のみで構成される。
- ※ いじめアンケートを年に学期に1回実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ※ いじめと思われる事案が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。